

1.業務名

南魚沼市市制施行 20 周年記念シティプロモーション事業企画運營業務

2.目的

南魚沼市（以下「本市」という。）は、平成 16 年 11 月 1 日に旧六日町と旧大和町が合併したことにより誕生し、令和 6 年に市制施行 20 周年という大きな節目を迎える。

これを記念して本市では、新たな一步を踏み出し、若者世代を始めとした幅広い世代の市民に生きがいや生きる喜びを感じていただくとともに、本市への愛着や誇りを深めていただくことで、引き続き本市が輝き続けていくためのきっかけづくりを行うことを目的とし、「住んでいる人が今後も住み続けたいと感じる定住の魅力を高める」「若い力を育み地域全体の活気につなげる」「市民とともに祝う」という視点から令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月にかけて「南魚沼市市制施行 20 周年記念シティプロモーション事業」（以下「シティプロモーション事業」という。）と題して様々な取組を実施する。本業務はシティプロモーション事業の効果的かつ円滑な実施を目的とする。

3.業務内容

受託者は、次の（１）～（４）に係る一切を本業務の範囲とし、シティプロモーション事業の実施に向けた企画の立案、関係者との権利関係の調整及び業務に関わる運営等を一括して行うものとする。

なお、シティプロモーション事業として行うすべての事業に「南魚沼市市制施行 20 周年記念」の冠を付けることとする。

- （１） プロモーションの企画提案・実施
 - （ア） 「2.目的」に掲げるシティプロモーション事業の趣旨に沿ったプロモーションを企画提案・実施すること。
 - （イ） シティプロモーション事業で使用するロゴ・キャッチコピーを作成する。その際は市制施行 20 周年を表すロゴ・キャッチコピーにすること。
 - （ウ） 単に市制施行 20 周年であることの一時的な PR だけではなく、市制施行 20 周年の機運醸成を図るとともに、市民が本市の観光資源や地域資源などの魅力を再認識するきっかけとなるような内容を企画に盛り込むこと。
 - （エ） 単発の動画配信や情報発信等ではなく、市制施行 20 周年である令和 6 年度を通して本市の魅力を継続して訴求する企画とすること。
 - （オ） プロモーションの効果を測定するため、的確な手段で効果測定を行うこと。
 - （カ） 脱炭素等の環境に配慮したプロモーションを実施すること。

- （２） 市民参加型イベントの企画提案・開催・運営
 - （ア） 「2.目的」に掲げるシティプロモーション事業の趣旨に沿った市民参加型イベントの企画提案・開催・運営を行うこと。
 - （イ） （ア）のイベントは令和 6 年度中に 2～3 回程度行うものとし、市民とともに

に市制施行 20 周年を祝い、本市の魅力を伝えるイベントとすること。

- (ウ) イベントの種類、内容等は特に定めないがイベント開催に際しては本市の交流大使や本市に所縁のある方からゲスト出演いただくなどし、来場者に本市の魅力を訴求する内容とすること。また脱炭素等の環境に配慮した内容とすること。
 - (エ) 一定の規模の集客を達成するため、効果的な広報・PRを実施すること。
 - (オ) 会場のデザインやレイアウトなどの詳細は、委託者と事前協議すること。
 - (カ) 来場者のカウントなどの効果測定を行うこと。
 - (キ) 参考例示として食や雪に関連したイベント等が考えられるが、この参考例示は一切、提案内容を拘束するものではない。
- (3) プロモーションに使用するノベルティの企画提案・作成
- (ア) 本市をイメージ・連想させるデザイン性の高いものとする。
 - (イ) 環境に配慮したものとする。また、汎用性が高く、様々な場面で使用できるものとする。
 - (ウ) 既存の商品に「南魚沼市市制施行 20 周年記念」の冠付けを行うことなども可能とするが、いずれの場合も環境負荷低減に配慮したアイテム選定を行うこと。
 - (エ) 作成数量は 2,000 個とする。
- (4) 特設ウェブサイトの作成及びその活用方法の企画提案・実施
- 上記(1)～(3)の実施にあたり、シティプロモーション事業に係る特設ウェブサイトを作成・運営することし、そのコンセプト及び構成等を、ウェブサイトの活用方法とともに企画提案し実施すること。

4.留意事項

「3.業務内容」における企画提案にあたっては次の(1)～(6)に係る事項を特に留意すること。

- (1) プロモーションのメインターゲットはこれからの本市を担っていく若者世代(概ね 10 歳代～40 歳代)とするが、市民とともに市制施行 20 周年を祝うという観点から若者世代以外も楽しめる企画を盛り込むこと。
- (2) SNS など、メインターゲット層に届きやすい広報媒体を積極的に活用すること。ただし、メインターゲット層以外の世代にも考慮して、広報媒体のバランスに配慮した戦略的なプロモーションとすること。
- (3) 集客力のある既存のイベント等と連携するなど、費用対効果の高いプロモーションを行うこと。
- (4) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (5) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (6) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

5.業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6.業務実施場所

南魚沼市内

7.本業務完了後に提出する成果物

受託者は、本業務の完了後、すみやかに次の成果物を提出すること。

- (1) 業務履行届 1部
- (2) 業務実績報告書 1部
- (3) (2)のデータを収めたCD-R又はDVDなどのメディア 1枚
- (4) 本業務で作成したノベルティー式

8.権利関係及び知的財産権について

- (1) 本業務の遂行に当たっては、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 本業務の成果物が仕様反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (3) 本業務により生じた知的財産権は、原則として本市に帰属することとし、本市は事前の連絡なく加工及び二次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保されるものとし、この場合、本市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。
- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する知的財産権等が含まれる場合は、受託者は当該既存知的財産権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。

9.業務委託料の支払方法

委託料として契約書に掲げる契約金額を受託者に支払うものとし、支払の時期は原則として業務完了後とするが、受託者は令和6年4月以降一部履行部分を請求することができる。

10.その他

- (1) この仕様書に明記されていない細部の事項については、南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）、南魚沼市委託契約約款（平成21年南魚沼市告示第8号）及び本市の指示に従うものとする。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。